

## 提言130 東日本大震災から10年 ～学校における安全教育・安全対策を考える～

### 1 東日本大震災から10年

令和3(2021)年3月11日、東日本大震災から10年目の春を迎える。

あの日、自分はどこで何をしていたのか、校長だったのか、副校長だったのか、教諭だったのか、東京でも感じた大きな揺れを、どのような場所でどのような景色に遭遇したのか、様々なことを振り返りながら、学校における安全教育・安全対策を考えてみたい。

当時の体験について、ある校長先生に話を聞いた。

「私は、校長として卒業遠足の引率で東京ディズニーシーに来ていた。14時46分ころは、水上ショーが最も盛り上がっていた時間だった。

突然、ドーンという音がして揺れが始まり、立っていることが困難となった。

揺れがほぼ収まったので、学年主任に集合場所に生徒を集めることを指示するとともに、引率教員の半数は集合場所において点呼、残り半数はアトラクションを巡回しながら自校の生徒の安否確認をするよう指示した。

3時間程度経過した後、17時ころ、バスに乗り込み学校に向かうことができた。

ディズニーシーから道路に出たとき対岸の千葉県君津方面で大きな火災が起きていた。

バスの運転手に依頼して車内テレビをつけもらったところ、初めて東北地区が地震と津波、それによる大規模火災という大変な状況にあることが分かった。

1時間程度の行程のところ約10時間かかり、帰校できたのは午前3時ころとなった。」

東日本大震災は、平成23(2011)年3月11日14時46分に発生した。マグニチュード9.0の海溝型地震である。

震度6弱以上の地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、群馬県、栃木県、埼玉県の8県に及び沿岸部では大津波により甚大な被害が発生し、多数の地区が壊滅し、令和2年3月1日現在、死者19,729名、行方不明者2,559名を数えた。

特に福島県における原発事故による災害は、現在においても深刻な課題を残している。

また東日本大震災以降においても、平成23(2011)年9月南近畿大洪水、平成24(2012)年7月九州北部豪雨、平成25(2013)年7月から10月にかけての島根県・山口県、秋田県・岩手県、東日本・北日本の大雨、平成26(2014)年7月広島市豪雨・土砂災害、平成27(2015)年9月関東・東北豪雨、平成28(2016)4月熊本地震、平成29(2017)年7月九州北部豪雨、平成30(2018)年6月大阪北部地震、9月北海道胆振東部地震、令和元(2019)9月関東甲信越・東北地方台風被害、令和2(2020)年7月熊本県・九州集中豪雨と毎年のように甚大な自然災害があり多くの人々の尊い命が失われている。

多くの学校の校舎等も深刻な被害を受けた。

自然災害は避けられない。大切な子供たちの命を守るために、自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進が求められる。

### 2 園長会・校長会における支援

東日本大震災の被災地校長会は組織として甚大な被害を受けた学校を懸命に支援した。各県校長会が被災地の校長先生を応援するとともに、被災地の校長先生も献身的に地域の復興の中心的

役割を果たした。具体的な様子については当時の校長会資料やその後の報告書から伺い知ることができる。

東日本大震災直後から、全国及び都道府県組織の園長会・校長会が被災地区を応援した。園長・校長として全国の思いを被災地に伝えたり、募金活動を行ったりして、物心両面から被災地校長会を支えようと組織として動いた。

またその後の毎年のように発生する自然災害の各被災地に対しても、園長会・校長会組織は政府に対する陳情や募金活動等、様々な方法で被災地の支援を続けた。

そのことは、園長会・校長会のホームページからも知ることができる。

当時の全日本中学校長会の東日本大震災支援委員長の細谷美明校長先生から、当時の状況について寄稿していただいた。

#### ○当時の東北地区の現状（被災状況）

被災当初は学校現場も混乱しており、学校再開はおろか生徒の生存安否も十分確認できない状況にあった。文部科学省発表による被災直後の4月6日時点における建物被害状況は、被害状況Ⅰレベル（立て替え又は大規模改修が必要なもの）が180校、被害状況Ⅱレベル（復旧工事が必要なもの）が781校、被害状況Ⅲレベル（小規模な被害）が781校であった。その後、被災から約4ヶ月後の7月に宮城・岩手・福島3県の中学校長会からもたらされた情報では、各県の小・中学校の死亡及び安否不明児童生徒数は宮城県75名、岩手県15名、福島県18名であった。この時点で宮城県、岩手県内の小・中学校はおおよそ再開できていたが、福島県については放射能物質の飛散により関係地区の全住民が避難状況にあるため、学校そのものを再開できないところが小学校14校、中学校9校の計23校あった。

被災3県の校長会では、行政からの支援が滞る状況を見て独自の支援を図ろうという動きが始まった。県内の比較的被害が少なかった学校が被害の大きい学校に連絡を取りながら情報を収集し、不足する学用品や運動着などの物資を送ったり、PTAがバザーを、生徒が空き缶の回収をしたりしながら資金の調達を図った。それでも十分でないため、日本赤十字社に連絡し学用品や日用品等の補給をしてもらったところもあった。岩手県校長会のように、被害の少なかった内陸部の学校が被害の大きい海岸部の学校に学用品を送るという「姉妹校提携」対策を展開したところもあった。

#### ○全日本中学校長会としての取組の概要 対策委員会としての活動等

全日本中学校長会（以下、「全日中」）は、震災直後の3月23日に「東日本大震災支援委員会」を設置し、被災した3県の中学校に対する支援策について協議を開始した。まず、4月に入り被災した6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）へ見舞金を送付、5月には東京で開催された総会において義援金募金のための銀行口座開設を満場一致で決議（9月に開設）、全国の中学校に協力を仰いだ。さらに、文部科学省をはじめ関係省庁に対し緊急要望書を提出し被災生徒や教職員の支援等の対応を要請した。

時間が経過するとともに被災地の現状が明らかになり始め、さらなる支援策を検討するために、全日本中学校長会会長はじめ同支援委員会の委員4名が直接現地に赴き、7月1日から2日間にわたり3県を訪問し被災3県の校長会から情報を収集することとなった。岩手県は被災地には入れないということで盛岡市内の中学校で、福島県も同様で放射能量の比較的少ない福島市の中学校でそれぞれ現状説明をいただくとともに意見交換を行った。宮城県は津波被害で校舎が全壊した東松島市立鳴瀬第二中学校の視察が可能ということで案内していただいた後、宮城県の校長会幹部と仙台市内のホテルにおいて現状説明をいただくとともに意見交換を行った。視察した

鳴瀬第二中学校の津波被害は甚大で、直接津波を受けた南校舎は窓枠ごと津波で教室が押しつぶされ校舎内の教科書等の教材が海岸の岩と混在し散乱していた。当日卒業式が行われた体育館内にも土砂や砂防林の松が根こそぎ入り込み、片付けの終わっていない壁の紅白幕が泥まみれになっていた。

視察を終え、全日本中学校長会の大江近会長（当時）は、7月28日の理事会において、これまでの見舞金のほか、総額1億5千万円超を同会の基金や特別会計より捻出し、被災3県の校長会に義援金として送ることを提案し了承された。視察の際に、各県の校長会から学校行事や部活動の運営費が不足していること、学校が避難所となり運営の際に不足する物品の購入を教員が自己負担していること、被災で失業する家庭が学納金を払えなくなる恐れがあること、県内各地に避難している生徒への教員による訪問のための交通費の予算がないことなどの訴えがあり、物品よりも現金の必要性を痛感したことから義援金の拠出を決めた。これとは別に9月には、5月の総会で決議した「全日中義援金」の口座を開設した。口座は平成26年9月まで3年間開設されたが、累計約3千万円の義援金が集まった。

全日本中学校長会では現在でも東日本大震災支援委員会による支援活動を続けており、毎年被災3県の視察を行うなど支援の在り方を検討している。被災した学校のうち多くは復興あるいは統合され新たな学校として再出発をしているが、家族や友人を亡くしたり目の前で自然の恐怖を体験したりした当時中学生だった子供たちの心に残された傷跡は決して癒えない。しかし、この時の同胞による支援・援助の思いは間違いなく今でも被災地で生き続け、彼らの心に刻まれているものと確信している。それは災害大国・日本に生きる我々日本人が常に持ち続けていかなければならない共通の思いだからである。

### 3 災害復興の状況

令和2(2020)年、復興庁は、「復興の現状と課題」として東日本大震災に関わる復興の状況と課題を公表した。

復興の柱としては、①被災者支援、②住まいとまちの復興、③産業・生業の再生、④福島復興・再生、⑤復興五輪であり、復興の現状については次のように報告している。

被災者支援については、復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応するとし、「避難者は、当初の47万人から4.3万人に減少」「介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止」「住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいつくりのための『心の復興』、コミュニティの形成等を支援」としている。

住まいとまちの復興については、住宅再建は着実に進捗、整備が概ね完了したとし、「自主再建は約15.4万件が再建済み又は再建中」「高台移転による宅地造成は、計画戸数約1万8千戸は2020年度に全て完成見込み」「災害公営住宅は、計画戸数約3万戸は2020年度に全て完成見込み」（調整中及び原発避難からの帰還者向けを除く）としている

産業・生業の再生については、生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援とし、「被災3県の生産の水準は、概ね回復、農地では94%で営農再開可能、水産加工施設は97%で業務再開」「売上の回復は業種別にばらつき、売上回復の遅れた水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援、福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援、様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進」としている。

福島の復興・再生については、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、復興・再生に向けた動きが本格化とし、「避難指示解除区域では、帰還に向けた生活環境の整備を推進」「帰還困難区域における『特定復興再生拠点区域』の整備を推進」「官民合同チームによる自立支援、『福島イノベーション・コースト構想』の推進、環境再生に向けた取組を推進」「『風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略』に基づき、風評被害対策の推進」としている。

復興五輪については、2021年に開催される東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進め、復興の姿を世界に発信するとし、「被災地を駆け抜ける聖火リレーの実施」「復興『ありがとう』ホストタウン等、被災地でのホストタウンの登録推進」「被災3県の食材、花などの被災地産品の魅力や復興の情報を発信するイベントの実施」などとしている。

また、被災公立学校施設は2,330校のうち、災害復旧事業を完了した学校の割合（避難指示区域に所在している学校は除く）は2020年中に99%に達したとしている。

なお、令和3(2021)年度以降の復興の取組については、令和7(2025)年までの復興帰還5年間については「第2期復興・創生帰還」と位置づけるとし、地震・津波被災地域については、復興局の沿岸部への移設、地方創生との連携強化などとし、原子力災害被災地域については、移住等の促進、国際教育研究拠点、営農再開の加速化、税制措置等を課題としている。

#### 4 学校における安全教育・安全対策

令和元(2019)年10月、宮城県石巻市大川小学校の東日本大震災における津波被害に関する判決が最高裁で確定し、学校と教育委員会の責任の重大さが改めて指摘された。

令和2(2020)年10月、宮城県教育委員会が設置した宮城県学校防災体制在り方検討委員会は報告書案を公開し、学校が行うべき防災教育や防災体制について具体的に示した。

平成31(2019)年3月、文科省は学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を公表し、学校の安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や子供たちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させること、学校における安全教育として、子供たちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが不可欠であるとした。

学校安全とは、安全に行動し安全に貢献できる資質・能力の育成と児童生徒の安全を確保するための環境整備である。

学校安全は「安全教育」と「安全管理」から構成されるが、相互に関連付けて組織的に取り組むことが大切である。

学校安全には「生活安全」「交通安全」「災害安全」の領域があるが、想定外の危機事象にも柔軟に対応できるようにしておくことが求められる。

生活安全とは、学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱い、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

交通安全とは、様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

災害安全とは、地震・津波被害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

また令和2年度は新型コロナウイルス対策として「感染予防」「学びの保障」「新しい生活様式への適応」が学校に求められ、まさに組織としての危機管理に取組んできた。

学校を取り巻く危機事象は、情報化の進展など、時代や社会の変化に伴い変化していくものであり、想定外の危機事象に柔軟に対応できるように、安全教育や安全管理の改善に努めなければならない。

学校安全は、情報モラルの育成をはじめ、水泳事故防止、学校給食における食中毒の防止、アレルギー事故の防止、薬物乱用、校内暴力の防止、学校環境の衛生など多岐にわたり、危機管理マニュアルに明記することや、関連教科・領域において組織的・計画的に実施することが求められる。

学校安全を効果的に維持するためには、安全教育と安全管理を相互に関連付けて組織的に行うとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携などを円滑に進めることが大切である。

子供たちの輝く未来のために、学校は子供たちの命を守らなければならない、子供たちに自らの命を守る力を育成しなければならない、東日本大震災の教訓を風化させてはならない、学校は、全ての子供たちにとって最高に安全な場でありたい。

#### <参考資料>

- ①学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」平成31(2019)年文部科学省
- ②「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」（依頼）令和元(2019)年 文部科学省
- ③「防災白書」令和2(2020)年 内閣府
- ④全国国公立幼稚園・こども園長会ホームページ
- ⑤全国連合小学校長会ホームページ
- ⑥全日本中学校長会ホームページ
- ⑦全国高等学校長協会ホームページ
- ⑧「東日本大震災からの復興の状況と取組」令和2(2020)年 復興庁
- ⑨「復興の現状と課題」令和2(2020)年 復興庁
- ⑩新型コロナウイルス対策関連通知文・ガイドライン等 令和2(2020)年 文部科学省